

サービスコード		サービス内容略称			単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	現行相当訪問型サービス一	訪問型サービス費（Ⅰ）（独自）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 1,176単位	1176	1月につき	
A2	2111	現行相当訪問型サービス一日割	訪問型サービス費（Ⅰ）（独自）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 39単位	39	1日につき	
A2	1211	現行相当訪問型サービス二	訪問型サービス費（Ⅱ）（独自）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度） 2,349単位	2349	1月につき	
A2	2211	現行相当訪問型サービス二日割	訪問型サービス費（Ⅱ）（独自）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度） 77単位	77	1日につき	
A2	1321	現行相当訪問型サービス三	訪問型サービス費（Ⅲ）（独自）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） 3,727単位	3727	1月につき	
A2	2321	現行相当訪問型サービス三日割	訪問型サービス費（Ⅲ）（独自）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） 123単位	123	1日につき	
A2	6001	現行相当訪問型サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2	4001	現行相当訪問型サービス初回加算	初回加算			200 単位加算	200
A2	4003	現行相当訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位加算	100	1月につき
A2	4002	現行相当訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位加算	200	
A2	6269	現行相当訪問型サービス処遇改善加算一	介護職員処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 137/1000加算		1月につき
A2	6270	現行相当訪問型サービス処遇改善加算二		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 100/1000加算		
A2	6271	現行相当訪問型サービス処遇改善加算三		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 55/1000加算		
A2	6278	現行相当訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 63/1000加算		1月につき
A2	6279	現行相当訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 42/1000加算		
A2	8000	現行相当訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8001	現行相当訪問型サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8100	現行相当訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8101	現行相当訪問型サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8110	現行相当訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111	現行相当訪問型サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算	1日につき

志摩市総合事業サービスコード

志摩市独自基準訪問型サービス（志摩市総合事業 基準緩和型訪問サービス指定事業者用）

令和4年4月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	単位数	算定単位	
種類	項目						
A3	1001	訪問型サービスA-1（1割負担）	訪問型サービスA-1 1回235単位 要支援1:週1回まで※アセスメント等により必要とされた場合は週2回 要支援2:週2回まで※アセスメント等により必要とされた場合は週3回 事業対象者:原則要支援1と同じ扱い※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス：1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	235	1回につき
A3	1002	訪問型サービスA-2（2割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス：2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	235	
A3	1003	訪問型サービスA-3（3割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	235	
A3	1201	訪問型サービスA-4（4割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	235	
A3	1004	訪問型サービスAニ1（短時間／1割負担）	訪問型サービスAニ 1回117単位 要支援1:週2回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週4回 要支援2:週4回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週6回 事業対象者:原則要支援1と同じ扱い※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス：1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	117	1回につき
A3	1005	訪問型サービスAニ2（短時間／2割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス：2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	117	
A3	1006	訪問型サービスAニ3（短時間／3割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	117	
A3	1211	訪問型サービスAニ4（短時間／4割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	117	
A3	1007	訪問型サービスA三1（シルバー／1割負担）	訪問型サービスA三 1回140単位 要支援1:週1回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週2回 要支援2:週2回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週3回 事業対象者:原則要支援1と同じ扱い※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	シルバー人材センターが提供する生活支援サービス：1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	140	1回につき
A3	1008	訪問型サービスA三2（シルバー／2割負担）		シルバー人材センターが提供する生活支援サービス：2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	140	
A3	1009	訪問型サービスA三3（シルバー／3割負担）		シルバー人材センターが提供する生活支援サービス：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	140	
A3	1221	訪問型サービスA三4（シルバー／4割負担）		シルバー人材センターが提供する生活支援サービス：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	140	
A3	1010	訪問型サービスA四1（買物支援／1割負担）	訪問型サービスA四 1回180単位 週1回	シルバー人材センターが提供する買物支援サービス：1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	180	1回につき
A3	1011	訪問型サービスA四2（買物支援／2割負担）		シルバー人材センターが提供する買物支援サービス：2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	180	
A3	1012	訪問型サービスA四3（買物支援／3割負担）		シルバー人材センターが提供する買物支援サービス：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	180	
A3	1231	訪問型サービスA四4（買物支援／4割負担）		シルバー人材センターが提供する買物支援サービス：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	180	
A3	1013	訪問型サービスA-1 初回加算（1割負担）	訪問型サービスA-1 初回加算	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算：1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	200	1月につき
A3	1014	訪問型サービスA-2 初回加算（2割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算：2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	200	
A3	1015	訪問型サービスA-3 初回加算（3割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	200	
A3	1301	訪問型サービスA-4 初回加算（4割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	200	
A3	1016	訪問型サービスAニ1 初回加算（短時間／1割負担）	訪問型サービスAニ 初回加算	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算：1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	200	1月につき
A3	1017	訪問型サービスAニ2 初回加算（短時間／2割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算：2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	200	
A3	1018	訪問型サービスAニ3 初回加算（短時間／3割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	200	
A3	1311	訪問型サービスAニ4 初回加算（短時間／4割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	200	
A3	1019	訪問型サービスA三1 初回加算（シルバー／1割負担）	訪問型サービスA三 初回加算	シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算：1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	140	1月につき
A3	1020	訪問型サービスA三2 初回加算（シルバー／2割負担）		シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算：2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	140	
A3	1021	訪問型サービスA三3 初回加算（シルバー／3割負担）		シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	140	
A3	1321	訪問型サービスA三4 初回加算（シルバー／4割負担）		シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	140	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				単位数	算定単位	
種類	項目				給付率				
A3	1052	訪問型サービスC	訪問型サービスC	1回500単位 週1回 3ヶ月1クール (1クール最大12回まで)	訪問型サービスC（短期集中訪問型サービス）を利用する際に使用	100%	500	1回につき	
A3	1053	訪問型サービスC初回加算	訪問型サービスC初回加算		訪問型サービスC（短期集中訪問型サービス）の初回加算を付ける際に使用	300 単位加算	100%	300	1月につき
A3	1022	訪問型サービスA-1 処遇改善加算一（1割負担）	訪問型サービスA-1 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の137/1000加算	90%	32	1回につき
A3	1023	訪問型サービスA-1 処遇改善加算二（1割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の100/1000加算	90%	23	
A3	1024	訪問型サービスA-1 処遇改善加算三（1割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の55/1000加算	90%	12	
A3	2011	訪問型サービスA-1 特定処遇改善加算1	介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 63/1000加算		14	1回につき
A3	2012	訪問型サービスA-1 特定処遇改善加算2			(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 42/1000加算		9	
A3	1027	訪問型サービスA-2 処遇改善加算一（2割負担）	訪問型サービスA-2 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の137/1000加算	80%	32	1回につき
A3	1028	訪問型サービスA-2 処遇改善加算二（2割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の100/1000加算	80%	23	
A3	1029	訪問型サービスA-2 処遇改善加算三（2割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の55/1000加算	80%	12	
A3	2021	訪問型サービスA-2 特定処遇改善加算1	介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 63/1000加算		14	1回につき
A3	2022	訪問型サービスA-2 特定処遇改善加算2			(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 42/1000加算		9	
A3	1032	訪問型サービスA-3 処遇改善加算一（3割負担）	訪問型サービスA-3 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の137/1000加算	70%	32	1回につき
A3	1033	訪問型サービスA-3 処遇改善加算二（3割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の100/1000加算	70%	23	
A3	1034	訪問型サービスA-3 処遇改善加算三（3割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の55/1000加算	70%	12	
A3	2031	訪問型サービスA-3 特定処遇改善加算1	介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 63/1000加算		14	1回につき
A3	2032	訪問型サービスA-3 特定処遇改善加算2			(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 42/1000加算		9	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				単位数	算定単位	
種類	項目				給付率				
A3	1401	訪問型サービスA-4 処遇改善加算一（4割負担）	訪問型サービスA-4 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の137/1000加算	60%	32	1回につき
A3	1411	訪問型サービスA-4 処遇改善加算二（4割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の100/1000加算	60%	23	
A3	1421	訪問型サービスA-4 処遇改善加算三（4割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の55/1000加算	60%	12	
A3	2041	訪問型サービスA-4 特定処遇改善加算1	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 63/1000加算		14	1回につき
A3	2042	訪問型サービスA-4 特定処遇改善加算2		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 42/1000加算		9	
A3	1037	訪問型サービスA-2 処遇改善加算一（短時間／1割負担）	訪問型サービスA-2 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の137/1000加算	90%	16	1回につき
A3	1038	訪問型サービスA-2 処遇改善加算二（短時間／1割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の100/1000加算	90%	11	
A3	1039	訪問型サービスA-2 処遇改善加算三（短時間／1割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の55/1000加算	90%	6	
A3	2211	訪問型サービスA-2 特定処遇改善加算1	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 63/1000加算		7	1回につき
A3	2212	訪問型サービスA-2 特定処遇改善加算2		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 42/1000加算		4	
A3	1042	訪問型サービスA-2 処遇改善加算一（短時間／2割負担）	訪問型サービスA-2 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の137/1000加算	80%	16	1回につき
A3	1043	訪問型サービスA-2 処遇改善加算二（短時間／2割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の100/1000加算	80%	11	
A3	1044	訪問型サービスA-2 処遇改善加算三（短時間／2割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の55/1000加算	80%	6	
A3	2221	訪問型サービスA-2 特定処遇改善加算1	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 63/1000加算		7	1回につき
A3	2222	訪問型サービスA-2 特定処遇改善加算2		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 42/1000加算		4	

志摩市総合事業サービスコード

志摩市独自基準訪問型サービス（志摩市総合事業 基準緩和型訪問サービス指定事業者用）

令和4年4月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				単位数	算定単位	
種類	項目				給付率				
A3	1047	訪問型サービスA二3 処遇改善加算一（短時間／3割負担）	訪問型サービスA二 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の137/1000加算	70%	16	1回につき
A3	1048	訪問型サービスA二3 処遇改善加算二（短時間／3割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の100/1000加算	70%	11	
A3	1049	訪問型サービスA二3 処遇改善加算三（短時間／3割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の55/1000加算	70%	6	
A3	2231	訪問型サービスA二3 特定処遇改善加算1	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の63/1000加算		7	1回につき
A3	2232	訪問型サービスA二3 特定処遇改善加算2		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の42/1000加算		4	
A3	1451	訪問型サービスA二4 処遇改善加算一（短時間／4割負担）	訪問型サービスA二 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の137/1000加算	60%	16	1回につき
A3	1461	訪問型サービスA二4 処遇改善加算二（短時間／4割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の100/1000加算	60%	11	
A3	1471	訪問型サービスA二4 処遇改善加算三（短時間／4割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の55/1000加算	60%	6	
A3	2241	訪問型サービスA二4 特定処遇改善加算1	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の63/1000加算		7	1回につき
A3	2242	訪問型サービスA二4 特定処遇改善加算2		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の42/1000加算		4	
A3	1501	訪問型サービスA 初回加算に係る処遇改善加算一の1（1割負担）	訪問型サービスA 初回加算に係る処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅰ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の137/1000加算	90%	27	1回につき
A3	1502	訪問型サービスA 初回加算に係る処遇改善加算二の1（1割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅱ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の100/1000加算	90%	20	
A3	1503	訪問型サービスA 初回加算に係る処遇改善加算三の1（1割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅲ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の55/1000加算	90%	11	
A3	2111	訪問型サービスA 初回加算に係る特定処遇改善加算1（1割負担）	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の63/1000加算		12	1回につき
A3	2112	訪問型サービスA 初回加算に係る特定処遇改善加算2（1割負担）		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の42/1000加算		8	

志摩市総合事業サービスコード

志摩市独自基準訪問型サービス（志摩市総合事業 基準緩和型訪問サービス指定事業者用）

令和4年4月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				単位数	算定単位	
種類	項目					給付率			
A3	1511	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算一の2（2割負担）	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅰ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の137/1000加算	80%	27	1回につき
A3	1512	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算二の2（2割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅱ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の100/1000加算	80%	20	
A3	1513	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算三の2（2割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅲ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の55/1000加算	80%	11	
A3	2121	訪問型サービスA初回加算に係る特定処遇改善加算1（2割負担）	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の63/1000加算		12	1回につき
A3	2122	訪問型サービスA初回加算に係る特定処遇改善加算2（2割負担）		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の42/1000加算		8	
A3	1521	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算一の3（3割負担）	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅰ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の137/1000加算	70%	27	1回につき
A3	1522	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算二の3（3割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅱ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の100/1000加算	70%	20	
A3	1523	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算三の3（3割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅲ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の55/1000加算	70%	11	
A3	2131	訪問型サービスA初回加算に係る特定処遇改善加算1（3割負担）	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の63/1000加算		12	1回につき
A3	2132	訪問型サービスA初回加算に係る特定処遇改善加算2（3割負担）		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の42/1000加算		8	
A3	1531	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算一の4（4割負担）	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅰ：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の137/1000加算	60%	27	1回につき
A3	1532	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算二の4（4割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅱ：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の100/1000加算	60%	20	
A3	1533	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算三の4（4割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅲ：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の55/1000加算	60%	11	
A3	2141	訪問型サービスA初回加算に係る特定処遇改善加算1（4割負担）	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の63/1000加算		12	1回につき
A3	2142	訪問型サービスA初回加算に係る特定処遇改善加算2（4割負担）		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の42/1000加算		8	